

国民年金の保険料は

口座振替前納が『お得』です!

平成27年度の国民年金保険料は、月額15,590円です。国民年金には、年度内の保険料をまとめて納めることのできる前納制度があります。前納は納め忘れがなく安心で、手間や時間も省けます。しかも割引があり、大変お得ですのでぜひご利用ください。

1年前納・2年前納

国民年金保険料を前もって現金納付(金融機関等で直接納付)すると、保険料が割引されて安くなります。口座振替での前納の場合はさらに『お得』で、平成26年度から2年分を前納することができるようになりました。

保険料の口座振替の新規申込・変更を希望の場合は、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を年金事務所や市の年金窓口または金融機関窓口へ提出してください。

口座振替での前納の申込期限：3月上旬(※注)

この機会を逃すと来年までお待ちいただくこととなります。早めにお申し込みください。

毎月現金で納めた場合との割引額の比較

1年分保険料(現金月々払い) … 187,080円
現金納付前納では…………… 183,760円(割引額3,320円)

1年分口座振替前納では…………… **183,160円(割引額3,920円)**

2年分口座振替前納では…………… **366,840円(割引額15,360円)**



半年(6カ月)前納

1年前納がちょっと難しいと思われる人は、半年(6カ月)前納をご利用ください。1年前納と比べると割引額は少なくなりますが、毎月現金で納めるより『お得』です。

半年分(4月から9月分まで)の口座振替での前納の申込期限：3月上旬(※注)

毎月現金で納めた場合との割引額の比較

半年分保険料(現金月々払い) … 93,540円
現金納付前納では…………… 92,780円(割引額 760円)

口座振替前納では…………… **92,480円(割引額1,060円)**



※注) 1年・2年前納、半年前納とも、3月6日(金)までに金融機関確認済の国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書が日本年金機構福井事務センターに届いている必要があります。市役所や金融機関窓口で届け出される場合は、余裕を持って3月上旬までをお願いします。

早割

通常、毎月の国民年金保険料の引落日は翌月末ですが、当月末に引落日を変更するだけで、月々50円割引されます。すでに口座振替している人もそうでない人も、ぜひご検討ください。
※なお、初回の引き落としのみ2カ月分となりますので、ご注意ください。



4月に勤務先で厚生年金等に加入された人は、手続きの時期により、前納額が4月末にいったん口座から引き落とされる場合(後日還付)がありますので、口座振替辞退の手続きを忘れずをお願いします。

口座振替の場合、初回引き落としについて、原則、半年前納の場合は前月分と6カ月前納分の7カ月分、1年前納の場合は前月分と1年前納分の13カ月分、2年前納の場合は前月分と2年前納分の25カ月分になります。

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた人で、平成17年4月以降分の後納保険料を納付されていない人は、納付書に記載された使用期限(平成27年3月31日)までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった人で、平成27年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので、武生年金事務所に連絡してください。

※平成17年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成27年4月以降は納付できません。

【問合せ】 国保年金課 ☎53-2207 武生年金事務所 ☎23-1124